

携帯電話中継基地局条例制定についての請願

1. 請願の要旨

2022 年 5 月に「携帯電話中継基地局（以下基地局という）に関する陳情」が採択された結果、町から各携帯電話事業者 6 社に、電波による健康への影響に関して、町民の不安解消と近隣住民との紛争を予防する観点から「要請文」が出されました。要請文を受け、町に各事業者から回答があり、設置、改造の届出が提出されるようになりました。しかし、情報公開手続きをして報告書のコピーを入手しましたが、前述の不安解消と紛争を予防することを考慮するのであれば、設置場所の住所、電磁波の強度等の情報は黒塗りとなっており、開示されませんでした。

また、基地局設置の際の住民への説明については、提出する届出書の中のチェック欄に印をつけるだけで、説明の内容も「基地局からの電磁波は国も安全だと言っている」ということのみです。留守の家には設置のお知らせのチラシがポストインされるだけで、これは説明とは言えません。

フランス、スペイン、エジプトで行われた調査^{※1}では、基地局の 300m 以内で健康への何らかの異常があるとの報告があります。2024 年 1 月に、西小磯の基地局（4G、5 G）300m 以内の住民約 150 人に健康アンケートを行いました。アンケートには 31 人の回答があり、そのうち 17 名^{※2}が基地局稼働後に健康状態が悪くなったと回答しています。このアンケートにより、多くの住民たちは、基地局に対して健康不安を訴えていることがわかりました。

基地局からの電磁波は 300m は影響することが考えられるので、近接住民だけでなく、周辺住民に対しても事業者、地権者を含めて説明会を開き、お互いの理解を深めるべきと考えます。

2. 請願の理由

最近では、携帯電話が急速に普及するに伴い、基地局も増え、さらに既存の 4G 基地局に 5G も追加改造されていることも多々見られます。今まで使用されていなかった 5G の電磁波は、波長が短く、エネルギーが強いため、人体に与える影響は 4G の電磁波の 10 倍ともいわれています。WHO の機関でもある国際がん研究機関（IARC）では、高周波電磁波を、発がん性の可能性があると分類しています。国によっては、電磁波の健康被害を認め、フランスやチリ、インドなど

では裁判により携帯電話会社に勝利したり、法律で電磁波の強さをより厳しく規制したりする動きが出てきています。

鎌倉市は、2010年4月に「鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置に関する条例」が施行され、事業者は、基地局の設置、改造の際、自治会、町内会の代表および住民から説明会開催を求められたときは、説明会を開催することを規定しています。また、二宮町でも、2024年9月に基地局設置、改造に際して、事業者が近隣住民に事前説明を義務（努力義務）づけることなどを定めた条例が公布されました。こうした近隣自治体の動きも踏まえ、大磯町でも知らないうちに近所に基地局が建ってしまい不安を訴えるということがないようにすることが大切です。町民、地権者、事業者の基地局設置をめぐる紛争を防止するために、また自分自身や家族の健康を守るために、説明会は必要と考えます。

これからの子供たちのために、安心、安全な環境づくりをしていくためにも説明会で町民と企業間で意見交換することは、大切なことだと考えます。

以上の理由により、下記をお願いいたします。

町は各携帯電話事業者に対し、基地局の設置、改造および契約更新の際、事前に周辺住民に対し説明会の開催を求める条例を制定してください

町は各携帯電話事業者から基地局の設置または改造の届出を受理した際は、その情報を速やかに開示することを条例に加えてください。

令和7年1月29日

大磯町議会議長

吉川 重雄 様

住所 神奈川県平塚市3番324-4
氏名 木越 史子
電話 080-6719-0413
紹介議員 石川 則男

図5-2 基地局周辺の疫学調査の結果

調査年度	国	結果
2003年 (サンティーニ)	フランス	基地局から300m以内で、吐き気、食欲不振、視覚障害、いらいら、うつ、性欲減退、記憶障害、不快感、疲労感を訴える人が有意に多い。また、女性は男性よりも症状を多く訴え、吐き気は5.9倍、食欲不振は3.6倍、頭痛は3.1倍、うつは2.7倍。
2004年 (オベルフェルト他)	スペイン	基地局が二基ある村で健康調査と電磁波測定を実施。周辺では疲労感、頭痛、吐き気、食欲不振、うつ、不安感、集中困難、記憶障害、めまい、心臓血管系の問題が多く、被曝量と症状に関連性があった。
2004年 (ウルフ)	イスラエル	ネタンヤ市の基地局から350m以内に3～7年住む622人を調査。発ガン率は全市平均の3.5倍で、女性の発ガン率は10.5倍。
2006年 (アブデルラッソウ他)	エジプト	基地局のあるビルとその向いのビルで働く85人と、約2km離れた被曝していない80人を比較。被曝した人たちはめまいが4.4倍、うつが2.8倍、睡眠障害が2.7倍、頭痛が2.7倍多かった。
2011年 (エスカンダー他)	エジプト	携帯電話使用者82人と、基地局から500m以内に住む34人を6年間調査。被曝した人たちは副腎皮質刺激ホルモンなどが有意に減少。500m以内に住む女性(14～22歳)は生殖に関わるプロラクチンが減少し、被曝期間が増えると減少率が高くなった。

(図5-2は、下記参考文献をもとに作成しました)

- ①R. Santini, et al. "Study of the health of people living in the vicinity of mobile phone base stations: I. Influence of distant and sex" Pathol. Biol. 50 : 369 - 73 (2002)
- ②Gerd Oberfeld et al. "The microwave syndrome-further aspects of a Spanish study". The 3rd international workshop on biological effects of electromagnetic fields, Greece (2004)
- ③R. Wolf and D. Wolf "INCREASED INCIDENCE OF CANCER NEAR A CELL-PHONE TRANSMITTER STATION" International Journal of Cancer Prevention, 1 (2) , (2004)
- ④Abdel-Rassoul et al. "Neurobehavioral effects among inhabitants around mobile phone base stations", NeuroToxicology 28 (2) : 434-440. (2007) :
- ⑤Emad F. Eskander et al. "How does long term exposure to base stations and mobile phones affect human hormone profiles?" Clinical Biochemistry (2011)

参照

写真を撮り、工事妨害をしたと訴えたケースもあります。基地局訴訟は、電磁波による健康被害を懸念した住民が撤去を求めるケースが大半ですが、訴訟が起き始めた90年代は、基地局からの電磁波による健康被害を立証するだけの科学的証拠は十分ではありませんでした。

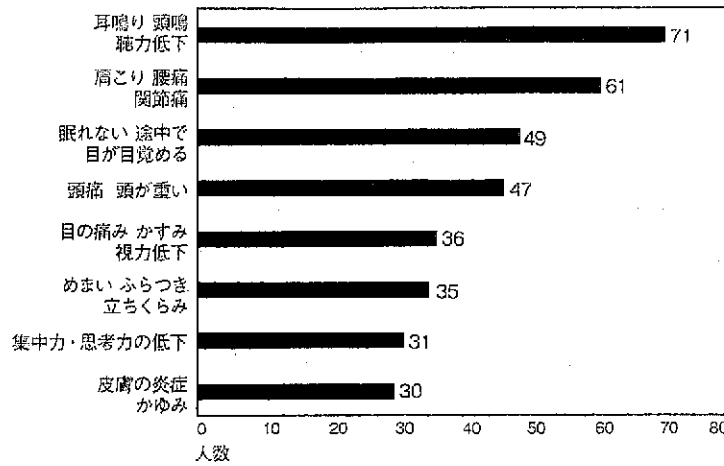
しかし、基地局から300m以内では体調不良者が多いというフランスの疫学調査が2002年に発表されて以来、同様の研究が各国で次々に報告されるようになりました(図5-2)。

フランスでは、基地局が自宅側に建った住民の主張を認め、携帯電話事業者ブイグ・テレコム社に対し、基地局の撤去と健康リスクに曝したことへの精神的慰謝料として7000ユーロ(約33万円)の支払いを命ずる判決が2007年に出ています。同社は控訴しましたが、2009年の控訴審でも住民側の訴えが認められて、基地局は撤去され、一番の2倍以上の賠償金が課せられました(注1)。

電磁波の健康影響を認める判決

札幌地方裁判所では、健康不安を訴える住民の主張を認める判決が出たことがあります。温泉地として有名な札幌市定山溪(テイサンキ)のリゾートマンション屋上にボーダフォン(現ソフトバンク)基地局の設置計画が2005年に持ち上がりました。

図5-3 延岡の健康調査結果(KDDI基地局周辺の体調不良)



り、「ストレス性多血症」と診断されました。

2010年7月、岡田さんら住民は基地局から300m以内の550世帯にアンケート用紙を配布し、健康調査を行いました。265世帯が協力し、何らかの異常を訴えたのは102世帯で、体調不良を訴える人は162人いました。そのうちの約40%は、80m以内に住んでいます。主な症状は、耳鳴りや聴力低下71人、肩こりや関節痛61人、睡眠障害が49人、頭痛が47人でした(図5-3)。

これほど多くの人が苦しんでいる状況を、これ以上放置しておくことはできません。

延岡訴訟の弁護団の一人である危井正照弁護士は、「日本では過去にいくつもの公

「圏外では耳鳴りもなく、体がすつと軽くなる」と澄太さんは言います。実家で寝ていても苦しくなって、冬の深夜に携帯電話の圏外になる、車で30分かかる場所へ澄太さんと一緒に行ったこともあったそうです。

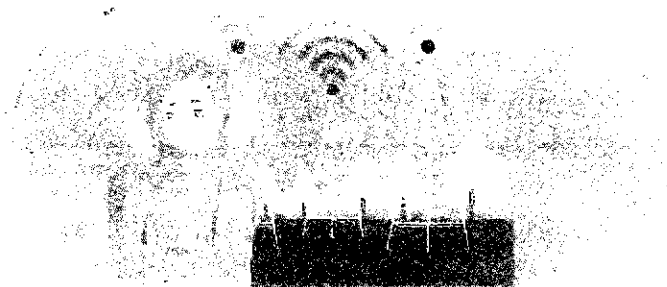
2007年からは、アパートを借りて避難生活を続けています。岡田さんは公務員で転勤が多かったのですが、「終の住処と思って故郷に家を建てた」そうですが、数年しか自宅に住めず、ローンの返済をしながらの避難生活を強いられることになりました。他にも、事務所用に借りている部屋もあるので、健康被害に加えて経済的な負担がのしかかっています。

耳鳴り、頭痛、睡眠障害に苦しむ

それでも、避難できる岡田さん夫妻は恵まれているのかもしれませんが。「私はパソコンがあれば仕事ができるが、離れたくても離れない自営業者や商店主がたくさんいます。なかに『もう死んだほうがましだ』という人もいます」と澄太さんはいいます。

職場がこの地域にある人は、家に帰ると楽になるそうです。なかには退職した人もいますし、転居して症状が改善した人もいます。

約90m離れた家では、当時小学生だった男の子が頭痛と全身のだるさに悩まされ、基地局稼働から半年後には毎日のように鼻血が出るようになりました。中学生になると帰宅時間が遅くなったせいか、頭痛は減少しましたが、鼻血は時々出ます。2009年に血液に異常が見つ



アンケートへのご協力、ありがとうございました

1月17～24日の8日間、大磯アンテナの会が実施したアンケート調査は、西小磯・西柳原交差点北側の架道橋近くにある楽天モバイルの基地局周囲の300メートル以内で行い、31の方が協力してくださいました。(150世帯にホストイン)

そのうち、最近の体調不良を訴える方は18人、症状の訴えは延べ54件でした。

	症状	件数
ア	いつも体がだるい、重い	4
イ	集中力、記憶力、思考力が低下する	5
ウ	気持ちがふさぐ、憂鬱になる	3
エ	興奮しやすい、イライラする	0
オ	眠れない、眠りが浅い	6
カ	吐き気がする、胃が重い、下痢をする、食欲が低下する	3
キ	耳鳴りがある、耳の聞こえ方がおかしい	7
ク	目が痛い、目がかすむ	4
ケ	頭が痛い、重い、めまいがする	6
コ	動悸や息切れがする	2
サ	筋肉や関節が痛む	7
シ	顔がほてる、手腕足の皮膚に発疹やチリチリ感がある	0
ス	鼻血が出る	2
セ	抜け毛が多い	1
ソ	肩こりの悪化	4
	合計	54

※ 今回のアンケートで選択肢に掲げた上記の症状は、携帯電話電磁波の疫学研究の第一人者であるレナート・ハーデル博士(スウェーデン・オレブロ大学病院)の論文でも同様の症状が取り上げられるなど、電磁波の影響が強い臨床症例として認識されています。

いただいたご意見

自宅は他の基地局が20メートル以内にある。いつの間にかできたので非常に驚いている。影響については少なからずあるはずなので、楽天に限らず電磁波の影響について町役場主導で調べるべきだ。女性はリプロダクヘルスの担い手である。町が出産子育てに真剣に取り組もうというなら電磁波の影響についても速やかに取り組むべきだ。こういったことを町議会議員が知っておきながら全く議案として取り上げていないことに大いに不満である。議員としての責務を果たしていないのでは。(60代女性)

自分の健康面への影響は今のところありませんが電磁波による人体への影響を考慮し設置場所を変えて貰いたいです。(40代男性)

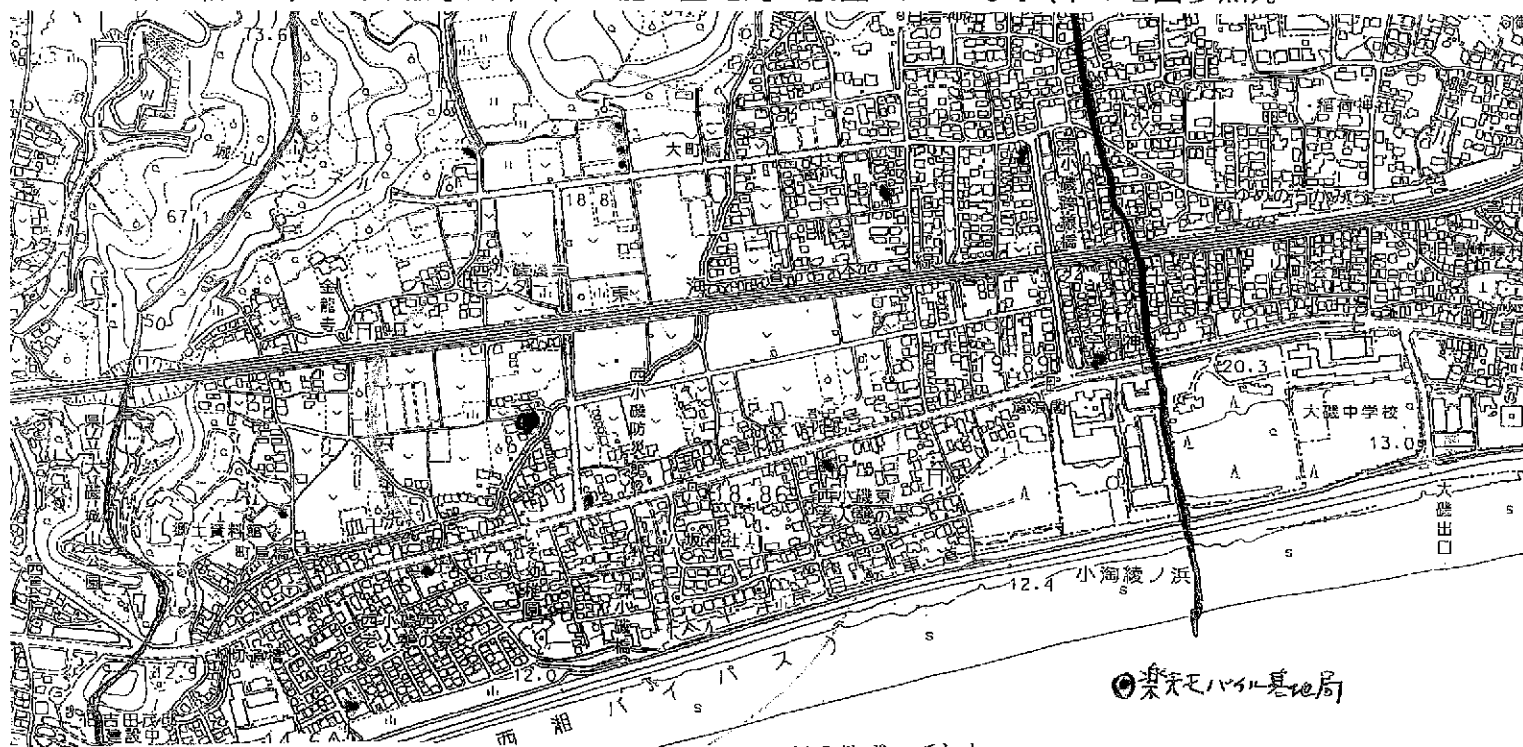
まだ、直接的な体への影響は感じていませんが電磁波が体に良くない事は明白ですし、何かしら異変が出てくるかもしれません。小さな子ども達もいますので、できれば撤去されることを願っています。少しでも安心して暮らしたいです。(30代女性)

人体に影響がどこまであるのか確証を得られていない状態のまま、土地の所有者の一存だけで住宅地に基地局が建てられてしまう日本(大磯)の基準の低さがとても残念です。子どもへの影響が最も心配です。今すぐにでも撤去してもらいたいと日々願っています。(40代女性)

住民の健康を守るのはだれ？

住民の居住環境を守るために、本来であれば、行政が基地局周辺で疫学調査を実施するなどして電磁波の人体への影響の有無を明らかにすべきだと考えています。しかしながら、現在の行政がこれを行っていないため、今回、わたしたち「大磯アンテナの会」が、小規模ながら試験的に調査を行いました。

西小磯には、この基地局以外に、12基の基地局が設置されています(下の地図参照)。



村越さんは、自分たちのような被害者がこれ以上増えないよう、町や町議への働きかけなど様々な活動をしています。その一環として、基地局問題について知らない住民にも知ってもらおうと、アンケートを行いました。また、住民の居住環境を守るために、本来であれば行政などが基地局周辺で疫学調査を行うべきですが、現在の行政がそれを行わないため、自分たちが試験的に行うことにした、とも同会は説明しています。

アンケートは1月17～24日、大磯町西小磯にある楽天基地局周辺の住民を対象に行い、31名から回答を得ました。

最近の体調不良を訴えた方々は18名で、症状の訴えは延べ54件。多かった症状は「耳鳴りがある、耳の聞こえ方がおかしい」と「筋肉や関節が痛む」が7件ずつ、「眠れない、眠りが浅い」「頭が痛い、い、めまいがする」

が6件ずつでした。

同会からいただいたデータを筆者(網代)が集計したところ、基地局稼働前から住んでいる30名のうち、17名が「稼働後に健康状態が悪くなった」と回答。基地局からの距離別では、基地局から200～500mの住民の4名中4名、200m以内の住民23名中12名、500m以上は3名中1名が、「稼働後に健康状態が悪くなった」と回答しました。もちろん、この結果だけから基地局の影響とは断言できませんが、それでも「稼働後に健康状態が悪くなった」と訴える住民の多さが際立ちます。

「子どものためにも撤去を」

アンケートに記載された意見には「町が出産子育てに真剣に取り組もうというなら電磁波の影響についても速やかに取り組むべきだ」(60代女性)、

表2-3 各国の電磁波被曝規制

ICNIRPとの比較	国・地域・自治体名	900MHz 基地局 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)	1800MHz 基地局 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)
ICNIRPより緩い	日本、アメリカ	600	1000
ICNIRPと同等	メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ペルー、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、フランス、イギリス、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、イスラエル、南アフリカ	450	900
ICNIRPより 厳しい	カナダ	274	439
	ベルギー		
	ブリュッセル	9.6	19.2
	フランドル	2.4	4.7
	ワロン	2.4	2.4
	パリ（フランス）	6.6	
	スイス	4.2	9.5
	イタリア		
	被曝制限	100	
	注意値	10	
	品質目標	10	
	ギリシャ		
	一般の場所	315	629
	学校、幼稚園、病院周辺	270	540
	ロシア、ブルガリア、リトアニア	10	
	ウクライナ	2.5	
	欧州評議会（CoE）	0.1（暫定） 0.01（将来）	
	中国	40	
	インド	45	90

参考：総務省「各国の人体防護に関する基準・規制の動向調査報告書」（2018）ほか。
携帯電話基地局から発生する電磁波への公衆被曝規制値を比較

ICNIRP 指針値は、強い電磁波に短時間被曝して体温が上昇する熱効果しか考慮していません。しかし、携帯電話やWi-Fiが普及した現代社会では、胎児から高齢者まで全ての人が、弱い無線周波数電磁波へ慢性的に被曝しています。日本では90年代に策定された指針値を使い続けていますが、諸外国のように、更新していく必要があるのではないのでしょうか。

イタリアのエネルギー環境局はバチカンラジオ送信施設周辺で測定を実施しました。その結果、施設から約3km離れた屋内で三九・五 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ という高い値が測定されました。

イタリア政府はバチカンラジオに放送禁止を求めましたが、バチカンはICNIRP指針値に準拠しているという理由で拒否したので、イタリア政府は健康被害を減らすために提訴しました。二〇〇五年、ローマ地裁は、強い電磁波で環境を汚染したとして、バチカンラジオに有罪判決を下し、損害賠償の支払いを命じました。

ギリシャでは、一般の人々が立ち入る場所ではICNIRP指針値の七〇％を超えてはいけない、と二〇〇〇年に決めました。周波数九〇〇MHzの電磁波を出す携帯電話基地局の場合、ICNIRP指針値は四五〇 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ ですが、ギリシャでは三一五 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ になります。

さらに、電磁波の影響を受けやすい子どもや病院、高齢者を守るため、学校や幼稚園、病院、高齢者施設から三〇〇m以内では同指針値の六〇％を上限としました。周波数九〇〇MHzの電磁波を出す携帯電話基地局の場合、二七〇 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ です。また、これらの施設の敷地内に、携帯電話基地局を建設することも禁止しました。

ヨーロッパを中心に四七カ国が加盟する欧州評議会（CoE）は、今すぐに実施できる暫定値として〇・一 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ （日本の一万分の二）、将来的にはさらに厳しくして〇・〇一 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ （日本の一〇〇万分の二）とするよう、加盟国に勧告しています。

さらにCoEは、ICNIRP指針値のもとになった科学的根拠の見直しを求めています。ICNIRP

二宮町が携帯基地局条例策定 基地局設置前の説明を義務化

神奈川県二宮町は、携帯電話基地局の設置などに際して、事業者が近隣住民へ事前説明を義務付けることなどを定めた条例を9月12日に公布しました。携帯電

話基地局の設置と改造について近隣住民への事前説明を規定した条例は、これまで、同県鎌倉市、宮崎県小林市でも制定されています[1]。知らないうちに自宅などのすぐ近くに基地局の設置工事が始まったという、全国的に頻発しているトラブルを相当程度防ぐ効果が期待できます。

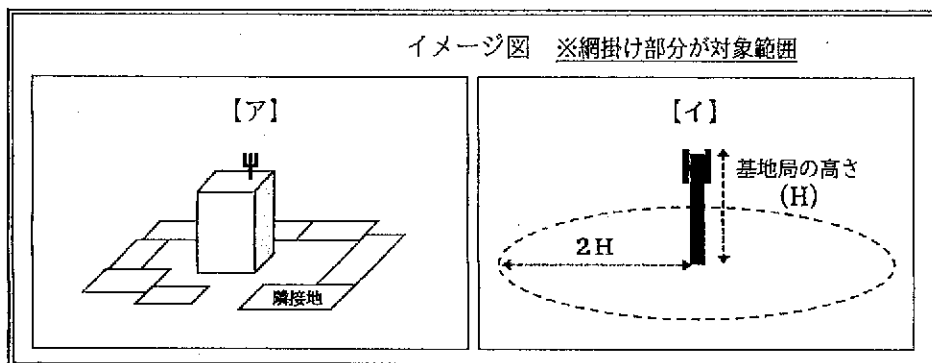
全会一致で可決

「二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」は町が提案し、9月6日の本会議で全会一致で可決しました。来年2025年4月1日に施行され、同年5月31日以降に着工する基地局が条例の対象になります。

この条例の主な内容は、以下の通りです。

- ・事業者は、携帯電話基地局の設置又は改造（以下「設置等」と言う）をしようとするときは、近隣住民に説明を行うとともにその意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。
- ・事業者は、近隣住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。
- ・近隣住民の中に学校等の土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければな

イメージ図 ※網掛け部分が対象範囲



二宮町条例における近隣住民の範囲（二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例の骨子（案）より）

らない。

- ・事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等しようとするときは、当該工事に着手する日の60日前までに、当該工事の計画書を町長に提出しなければならない。
- ・事業者は、説明会を開催するときには開催予定日の7日前までに近隣住民に対し、その日時及び場所を書面をもって周知する。
- ・事業者は、近隣住民に説明したときは、説明の結果を記載した報告書を規則で定めるところにより、町長に提出しなければならない。
- ・紛争になったとき、自主的な解決に努めても解決に至らないときは、調整を町長に申し出ることができる。
- ・町長は、調整のため必要があるときは、紛争当事者に対し、協議の場への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

近隣住民への説明を義務付けるなど、鎌倉市の条例と共通する内容が多いです。住民側から説明会を求められた場合、鎌倉市条例が開催を義務付けていることに対し、二宮町条例では開催は努力義務となっています。

二宮町条例による近隣住民の定義は、基地局からの水平距離が基地局の高さ2倍に相当する範囲内の土地所有者等

●会報第150号もくじ

- P1 二宮町が携帯基地局条例を制定
- P3 5G基地局で健康影響が出た7事例まとめた論文
- P4 衛星スマホ直接通信楽天から回答、KDDI無視
- P5 5G基地局測定の質問にNICTから回答
- P6 電磁波過敏症は緊急対応が必要な人道的危機
- P7 連載③電磁波について、あらためて知ろう

- P9 電磁波対策の家造りをしています
- P11 5Gはビジネスとして全然うまくいっていない
- P13 告発された研究者を大学は調査せず
- P13 電磁波&関連ニュース
- P16 各地の取り組み
- P16 定例会話題／P17 オンライン定例会報告
- P15 お知らせ・お願い／P18 新刊案内

(前頁の図のイ)ですが、マンションなどの建築物に基地局を設置する場合は、基地局からの水平距離が基地局の高さ2倍に相当する範囲内であって、かつ、その建築物の敷地に隣接する土地所有者等(図のア)と規定されています。この定義は、鎌倉市条例と同じです。

昨年の6月議会で陳情採択

条例の直接のきっかけとなったのは、同町の村上梅司さんら18名が昨年5月に町議会に出した陳情です。村上さんは二宮町内の稼働後の基地局を2基も撤去させた住民運動を率いた方です(会報第144号参照)。二宮町の隣の大磯町に住んでいたときに自宅のすぐ脇に基地局が設置され、娘と自分に健康影響が出た村越史子さん(会報第140号参照)も陳情に加わりました。

村上さんらが提出した「携帯基地局設置について設置・変更手続き条例の制定を求める陳情」は、「携帯電話基地局から発せられる電磁波による健康被害が報告されています。近隣市町でも、携帯電話基地局が隣地に設置され、居住者がたいへんな思いをされている例や引っ越しを余儀なくされるというケースが生まれています。全国では事業者と居住者のみならず、居住者と携帯電話塔を設置した土地所有者などの間で紛争となるケースも生まれています」

「5Gへの切り替えが進むことによって、その特性から健康被害の発生や、近隣住民の心配がさらに拡がるのが想定されます。しかしながら、国が定める基準を越えて、電磁波の強さについて自治体独自に規制することができないため、地域住民の安心を保障し、地域での紛争を未然に防ぐために、基地局の新規設置や変更について事業者からの事前説明会開催が必要です」と述べています。その上で、

「町内のすべての携帯電話基地局の新規設置や変更にあたっては、事前申請とし、町民から要望があれば、携帯事業者による町民に対する事前の説明会開催を義務づける条例を速やかに制定すること」を求めました。

陳情は同年6月定例会で審議されました。まず、同月5日の総務建設経済常任委員会で、村上さんと村越さんが陳情の趣旨説明を行いました。それも踏まえて同委員会で審議し、賛成多数で採択すべきと議決。同月13日の本会議でも、賛成多数で採択されました。

陳情に賛成・反対の議員による討論

ネット上で公開されている議事録によると、このときの本会議では、陳情を不採択にすべきとの意見の議員から、以下の趣旨の発言がありました。

- ・新たな通信網が設置しにくい地域は、サービス提供が遅れるか、通信難地域となり、安全・安心な効率的なデジタル社会から取り残されることにもつながりかねない。
- ・携帯基地局などの設置に対しては、現在でも町職員が個

別に対応するとのことであり、条例ではなく、要綱や規定で十分。

- ・行政も事業者もお互いの国民の生活向上、福祉の向上のために仕事をしているとの敬意を表し、お互いの立場を尊重した協定をまずは探るべき。

一方、採択すべきとの意見の議員からは、以下の趣旨の発言がありました。

- ・企業の建設物について周辺住民に説明をすることは、最低限の社会常識。
- ・基地局は普及している施設なので、電磁波の特色を皆がよく知り、折り合いをつけていくことは妥当。
- ・健康被害について、先進諸国の研究機関が発表しており、リスクをしっかりと認識した設置方法が研究されるべき。
- ・いわゆる過敏症は、健康な人でもある日突然なることがあるため、予防的配慮が非常に重要。住居の近くに建てる場合が増えている状況から、国が追いつかない法整備に対し、自治体が住民の立場で条例をつくることに賛成。
- ・事業者の判断次第で事前に近隣へ十分な説明の義務もなく基地局が設置されていく現状は、町民の安全・安心な暮らしを守るためには変えていかなければならない。
- ・健康被害に対する心配がぬぐえない中では、近くに電磁波の発生源が新たにつくられることを事前に知らされることは住民の権利の1つである。

電波の基準値の見直しを求める陳情も採択

昨年6月議会に、基地局の事前説明を義務付ける陳情とは別に、村上さんらは「国・県は、携帯基地局からの電磁波の強さ(電力密度)の基準値の見直しを進めること」を求める陳情も同時に出していました。こちらは委員会では反対多数で不採択になったものの、本会議では一転して賛成多数で採択されました。

昨年、陳情を二つとも採択し、今年、条例を可決した二宮町議会。陳情に賛成した議員らの発言からは、この問題を深く理解してくださっていることが分かります。しかも、陳情に反対した議員らからも「電磁波は安全だと総務省が言っている」というような国任せの発言は見られず、陳情の趣旨はきちんと受け止めていることがうかがわれました。このような二宮町議各位の理解を促したのは、村上さんら町民の皆さんの基地局撤去運動などの取り組みだったことは想像に難くありません。ご自身と家族の苛烈な経験について委員会で話した元大磯町民の村越さんも、町議各位を後押ししたことと思います。【網代太郎】

[1]一定以上の高さがある基地局を対象に、ビルなどと同じ「中高層建築物等」として規制を行う条例は他の自治体でも制定されている(会報第134号参照)。